

指定地域密着型サービス

(介護予防) 認知症対応型共同生活介護サービス

利用約款

医療法人あすか会
グループホーム アンジェロ三碓の里

第1条 (約款の目的)

医療法人あすか会が運営する(介護予防)認知症対応型共同生活介護施設、グループホームアンジェロ三碓の里(以下「当施設」という)は、要支援2もしくは要介護状態と認定され認知症である利用者(以下単に「利用者」という)に対し、介護保険法令及びこの契約に従って、利用者が当施設に居住しその有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるように認知症対応型共同生活介護サービス、介護予防認知症対応型共同生活介護サービスまたは短期利用認知症共同生活介護サービスを提供し、一方、利用者及び利用者を扶養するもの(以下「扶養者」という)は事業者に対し、そのサービスに対する料金を支払うことについて取り決める事を本約款の目的とします。

第2条 (適用期間)

本約款は、利用者が利用同意書を当施設に提出したときから効力を有します。但し、扶養者に変更があった場合は、新たに同意を得ることとします。

2 利用者は、前項に定める事項の他、本約款の改定が行われない限り、初回利用時の同意書提出をもって、繰り返し当施設を利用することができるものとします。

第3条 (利用者からの解除)

利用者及び扶養者は、当施設に対し、退去の意思表示をする事により、本約款に基づく利用を解除・終了する事が出来ます。

第4条 (当施設からの解除)

当施設は、利用者及び扶養者に対し、次に掲げる場合には、本約款に基づく利用を解除・終了することができます。

- ① 利用者が要介護認定において自立又は要支援1と認定された場合
- ② 利用者及び扶養者が、本約款に定める利用料金を2か月分以上滞納し、その支払を督促したにもかかわらず14日間以内に支払われない場合
- ③ 利用者又は扶養者が、当施設、当施設の職員又は他の入居者等に対して、利用継続が困難となる程度の背信行為又は反社会的行為を行った場合
- ④ 天災、災害、施設・設備の故障その他やむを得ない理由により、当施設を利用させることができない場合
- ⑤ 利用者が入院または他の介護施設へ入所した場合

第5条 (計画の作成・変更)

事業所の計画作成担当者は、(介護予防)指定認知症対応型共同生活介護サービス提供の開始にあたり、利用者の心身の状況、希望及びその置かれている環境を踏まえて、他の従業者と協議の上、援助の目標、当該目標を達成するための具体的なサービスの内容等を記載した(介護予防)認知症対応型共同生活介護計画を作成します。

2 (介護予防)認知症対応型共同生活計画には、援助の目標、当該目標達成のための具体的なサービス内容等を記載します。

3 当施設の計画作成担当者は、(介護予防)認知症対応型共同生活介護計画作成後も、

当該計画の実施状況及び利用者の様態の変化等を把握し、必要に応じて当該計画の変更を行います。

4（介護予防）認知症対応型共同生活介護計画を作成もしくは変更した場合には、当該計画書を利用者または扶養者に交付します。

第6条（サービスの内容）

事業所のサービスの内容は、（介護予防）認知症対応型共同生活介護計画に基づいて行う以下の日常生活上の世話、機能訓練とします。

- ① 日常生活の援助
- ② 健康チェック
- ③ 機能訓練
- ④ 食事支援
- ⑤ 入浴支援
- ⑥ 排泄支援
- ⑦ 相談・助言等

第7条（サービスの具体的取扱方針）

当施設は、利用者の要介護状態の軽減又は悪化の防止に資するよう、その目標を設定し、（介護予防）認知症対応型共同生活介護計画に基づき計画的に行うこととし、利用者が住み慣れた地域での生活を継続することができるようにします。

2 当施設は、（介護予防）認知症対応型共同生活介護サービスの提供に当たっては、（介護予防）認知症対応型共同生活介護計画に基づき、漫然かつ画一的にならないように、機能訓練及び必要な援助を行います。

3 当施設は、提供する（介護予防）認知症対応型共同生活介護サービスの質の評価を行うとともに、定期的に外部評価を受けてその結果を公表し、常にその改善を図るよう努力します。

4 当施設は、利用者の被保険者証に認定審査会意見が記載されている場合、この意見に配慮してサービスの提供を行うよう努めます。

5 当施設は、懇切丁寧に（介護予防）認知症対応型共同生活介護サービスを提供し、利用者及び家族に対し、サービスの提供方法等について理解しやすいよう説明します。

第8条（他の事業者等との連携）

当施設は、利用者に対して（介護予防）認知症対応型共同生活介護サービスを提供するにあたり、利用者の健康管理を適切に行うため、主治の医師との密接な連携に努めます。

2 当施設は、利用者が（介護予防）認知症対応型共同生活介護サービスの利用を終了し他の保健医療サービス及び福祉サービスを利用される場合、当該サービス事業者に対

し、利用者に係る情報の提供を行い密接な連携に努めます。

第9条 (利用料金)

利用者及び扶養者は、連帯して、当施設に対し、本約款に基づく（介護予防）認知症対応型共同生活介護サービスの対価として、別紙重要事項説明書に記載する料金をもとに計算された月ごとの合計額及び利用者が個別に利用したサービスの提供に伴い必要となる額の合計額を支払う義務があります。

2 当施設は、利用者及び扶養者が指定する者に対し、前月料金の合計額の請求書を、毎月25日までに発行し、利用料金支払者にお届け致します。お支払い方法については口座振替でのお支払いとなります。尚、お支払日は、ご利用月の翌々月の12日（休日の場合は、翌営業日）にご指定の預金口座から自動的に利用料金を振替にてお支払い頂きます。

3 当施設は、利用者又は扶養者から、1項に定める利用料金の支払いを受けたときは、利用者又は扶養者の指定する者に対して、領収書を所定の方法により交付します。

第10条 (記録)

当施設は、利用者の（介護予防）認知症対応型行動生活介護の提供に関する記録を作成し、その記録を利用終了後2年間保管します。

2 当施設は、利用者が前項の記録の閲覧、謄写を求めた場合には、原則として、これに応じます。但し、扶養者その他の者（利用者の代理人を含みます）に対しては、利用者の承諾その他必要と認められる場合に限り、これに応じます。

第11条 (身体の拘束等)

当施設は、原則として利用者に対し身体拘束を行いません。但し、自傷他害の恐れがあるなど緊急やむを得ない場合は、身体拘束その他利用者の行動を制限する行為を行うことがあります。この場合には、その様態及び時間、その際の利用者の心身の状況、緊急やむを得なかった理由を記録することとします。

第12条 (秘密の保持及び個人情報の保護)

当施設とその職員は、当法人の個人情報保護方針に基づき、業務上知り得た利用者又は扶養者若しくはその家族等に関する個人情報の利用目的を別紙1の通り定め、適切に取り扱います。また正当な理由なく第三者に漏らしません。但し、例外として次の各号については、法令上、介護関係事業者が行うべき義務として明記されていることから、情報提供を行なうこととします。

- ① サービス提供困難時の事業者間の連絡、紹介等
- ② 居宅介護支援事業所等との連携
- ③ 利用者が偽りその他不正な行為によって保険給付を受けている場合等の市町村への通知
- ④ 利用者に病状の急変が生じた場合等の主治の医師への連絡等

- ⑤ 生命・身体 の保護のため必要な場合（災害時において安否確認情報を行政に提供する場合等）

2 前項に掲げる事項は、利用終了後も同様の取扱いとします。

第 13 条 （緊急時の対応）

当施設は、利用者の病状の急変が生じた場合その他必要な場合は、速やかに主治の医師または協力医療機関と連絡を取り、救急治療あるいは救急入院など必要な措置を講じます。

2 前項の場合、当施設は、利用者及び扶養者が指定する者に対し、緊急に連絡します。

第 14 条 （事故発生時の対応）

サービス提供等により事故が発生した場合、当施設は、利用者に対し必要な措置を講じます。

2 1 項のほか、当施設は利用者の家族等利用者又は扶養者が指定する者及び保険者の指定する行政機関に対して速やかに連絡します。

第 15 条 （要望又は苦情等の申出）

利用者及び扶養者は、当施設の提供する（介護予防）認知症対応型共同生活介護サービスに対しての要望又は苦情等について、法人の苦情相談窓口申し立てる事が出来ます。

2 利用者及び扶養者は、介護保険法令に従い、市町村及び国民健康保険団体連合会等の苦情申立機関に苦情を申し立てることが出来ます。

第 16 条 （賠償責任）

（介護予防）認知症対応型共同生活介護サービスの提供に伴って当施設の責に帰すべき事由によって、利用者が損害を被った場合、当施設は、利用者に対して、損害を賠償するものとします。

2 利用者の責に帰すべき事由によって、当施設が損害を被った場合、利用者及び扶養者は、連帯して、当施設に対して、その損害を賠償するものとします。

第 17 条 （利用契約に定めのない事項）

この約款に定められていない事項は、介護保険法令その他諸法令に定めるところにより、利用者又は扶養者と当施設が誠意をもって協議して定めることとします。